石原産業株式会社
証券コード　4028

第97回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年６月25日（木曜日）　午前10時
（受付開始予定：午前9時）

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目３番15号
新石原ビル５階ホール

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせることもご検討ください。
また、書面・インターネットによる議決権行使の方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。議決権行使にあたっては、別添の参考資料もあわせてご活用ください。本株主総会当日の報告事項等（プレゼンテーション含む）の動画を、7月中旬以降、以下の当社IR情報サイトからご視聴いただける予定にしております。
https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html
また、当日は、株主総会会場において、株主さまの安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。
https://www.iskweb.co.jp/

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知……1
株主総会参考書類……4
　第1号議案　剰余金の処分の件
　第2号議案　定款一部変更の件
　第3号議案　取締役9名選任の件
　第4号議案　補欠監査役1名選任の件
〈添付書類〉
事業報告……18
連結計算書類……35
計算書類……38
監査報告書……41

(証券コード4028)
2020年６月５日

株　主　各　位

大阪市西区江戸堀一丁目３番15号
石原産業株式会社
代表取締役社長　田　中　健　一

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
**　本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、または妊娠されている方なども株主総会へのご来場を見合わせていただくこともご検討ください。**
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前９時）

2. 場　　所　大阪市西区江戸堀一丁目３番15号 新石原ビル５階ホール
（地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車５-Ｂ出口 新石原ビル）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　**2020年６月25日（木曜日）午前10時**
（受付開始予定：午前９時）

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限　**2020年６月24日（水曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限　**2020年６月24日（水曜日）午後５時30分受付分まで**

■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
■インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
■インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

5．インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」
(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト（https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html）

以　上

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.iskweb.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

招集ご通知

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

❷以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

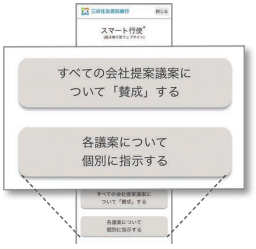

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

❶議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

❷議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

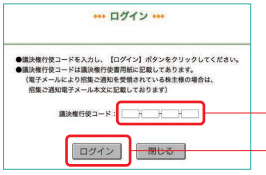

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

❸議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。

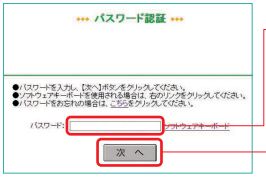

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

※次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

❹以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間：午前９時～午後９時

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めることにより株主のみなさまに利益還元を図ることを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

当期の期末配当金につきましては、この方針に基づき業績等を総合的に勘案したうえ、本年９月に創立100周年を迎えるにあたって、これまでの株主のみなさまのご支援、ご協力に感謝の意を表すため、１株につき12円の普通配当に加え、８円の記念配当を実施し、合計１株につき20円といたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円（うち、普通配当12円、創立100周年記念配当８円）
総額　799,215,100円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）取締役の任期短縮について

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、同条第２項の補欠で選任される取締役に関する規定を削除するものであります。

（２）相談役制度の廃止について

より透明性の高い経営体制を構築し、経営責任を明確化することを目的に、相談役制度を廃止するため、現行定款第31条（相談役）を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分です。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
（相談役） 第31条　当会社は、取締役会の決議により、相談役を置くことができる。	（削除）
第32条～第47条　（条文省略）	第31条～第46条　（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、現取締役７名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、中期経営計画の推進に向けた経営体制の一層の強化を図るため、また、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、取締役２名を増員し、取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	取締役在任期間	企業経営	人事・総務	法務・リスク管理	マーケティング	生産・研究・開発	財務会計	行政・公共政策	国際経験
1	たなか　けんいち 田中　健一　再任	代表取締役社長 社長執行役員	６年	●	●	●					
2	まつえ　てるあき 松江　輝明　再任	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長	３年	●		●	●				●
3	よしだ　きよみつ 吉田　潔充　再任	取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長	２年	●			●	●			●
4	かわぞえ　やすのぶ 川添　泰伸　再任	取締役 常務執行役員 財務本部長	１年	●		●			●		
5	たかはし　ひでお 髙橋　英雄　再任	取締役 常務執行役員 四日市工場長	１年	●			●	●			
6	しもじょう　まさき 下條　正樹　新任	常務執行役員 無機化学営業本部長 兼　開発企画研究本部長	―				●	●			●
7	かつまた　ひろし 勝又　宏　再任	取締役（社外）	３年	●						●	●
8	はなざわ　たつお 花澤　達夫　再任	取締役（社外）	１年	●						●	●
9	あんどう　さとし 安藤　知史　新任	―	―	●		●			●		

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

（注）１．上記取締役候補者の当社における地位および担当は本総会前のものであります。
２．取締役候補者の指名を行うにあたっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される「人事委員会」への諮問を経て、取締役会において決定することとしております。
取締役会では、迅速かつ的確な意思決定の観点から人格、識見、能力等を総合的に検討し、適任であると判断した者について、取締役候補者の指名を行っております。

株主総会参考書類

候補者番号 1

田中（たなか） 健一（けんいち） （1954年１月18日生） 再任

所有する当社株式の数
17,000株

取締役在任期間
6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年４月	当社入社
2009年４月	当社執行役員　総務本部長代行
2011年６月	当社執行役員　総務本部長
2012年６月	当社常務執行役員　総務本部長
2014年６月	当社取締役　常務執行役員　総務本部長
2015年６月	当社代表取締役社長　社長執行役員 コンプライアンス統括役員（CCO） 兼　コンプライアンス委員会委員長 兼　事業戦略室長 兼　総務本部長
2016年２月	当社代表取締役社長　社長執行役員 コンプライアンス統括役員（CCO） 兼　コンプライアンス委員会委員長 兼　総務人事本部長
2017年６月	当社代表取締役社長　社長執行役員（現任） コンプライアンス統括役員（CCO） 兼　コンプライアンス委員会委員長（現任）

重要な兼職の状況　ISK AMERICAS INCORPORATED　取締役会長

◆取締役候補者とした理由

田中健一氏は、2015年６月に代表取締役社長　社長執行役員に就任以降、創立100周年に当たる2020年に向けて目指す企業グループ像である「強くて、信頼されるケミカル・カンパニーとしてのブランド力のある会社」をテーマに、社長として当社グループの経営を牽引してまいりました。さらに「すべてのステークホルダーにとって魅力あるケミカル・カンパニーの実現」を基本方針に本年が最終年度となる第７次中期経営計画に取り組んでおります。引き続き当社の企業価値向上への貢献が期待できることから取締役候補者といたしました。

（注）　田中健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
2　松江（まつえ）　輝明（てるあき）　（1955年12月26日生）　再任

所有する当社株式の数
9,500株

取締役在任期間
3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年４月　当社入社
2012年９月　当社執行役員　電池材料推進総括本部長代行
2015年６月　当社執行役員　電池材料推進総括本部長
2015年10月　当社執行役員　法務本部長
2016年６月　当社常務執行役員　法務本部長
2017年６月　当社取締役　常務執行役員　法務本部長
2018年６月　当社取締役　常務執行役員　経営企画管理本部長（現任）

◆取締役候補者とした理由

松江輝明氏は、営業・管理・法務部門等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献ができると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）　松江輝明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号 3

吉田（よしだ） 潔充（きよみつ）　（1958年５月19日生）　再任

所有する当社株式の数
6,700株

取締役在任期間
2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年４月　当社入社
2014年６月　当社執行役員　中央研究所長代行
2016年５月　当社執行役員　中央研究所長代行
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2016年６月　当社執行役員　中央研究所長
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2017年６月　当社常務執行役員　中央研究所長
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2018年６月　当社取締役　常務執行役員　バイオサイエンス営業本部副本部長
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2019年１月　当社取締役　常務執行役員　バイオサイエンス営業本部長
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2019年２月　当社取締役　常務執行役員　バイオサイエンス事業本部長
　　兼　アニマルヘルス事業本部長
2019年６月　当社取締役　常務執行役員　バイオサイエンス事業本部長
　　（現任）

重要な兼職の状況　ISK BIOSCIENCES CORPORATION　取締役会長
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.　取締役会長

◆取締役候補者とした理由

吉田潔充氏は、主に有機化学部門の営業、研究開発、研究所運営等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献ができると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）　吉田潔充氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
4　川添（かわぞえ）　泰伸（やすのぶ）　（1958年８月５日生）　再任

所有する当社株式の数
10,400株

取締役在任期間
１年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
９回／９回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年４月　株式会社日本長期信用銀行（現　株式会社新生銀行）入行
2012年４月　株式会社新生銀行執行役員　法人審査部長
2015年４月　同行常務執行役員　チーフリスクオフィサー　リスク管理部門長
2016年４月　同行常務執行役員　審査総括
2016年12月　同行退社
2017年１月　当社顧問
2017年６月　当社常務執行役員　財務本部長
2019年６月　当社取締役　常務執行役員　財務本部長（現任）

◆取締役候補者とした理由

川添泰伸氏は、金融機関で長年にわたり培った財務・会計に関する専門的知識を活かして、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献ができると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）　川添泰伸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

髙橋（たかはし） 英雄（ひでお）（1956年12月４日生） 再任

所有する当社株式の数
7,700株

取締役在任期間
１年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
９回／９回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 ４月	当社入社
2013年 ６月	当社執行役員　開発企画研究本部副本部長
2014年 ６月	当社執行役員　開発企画研究本部長代行
2015年 ６月	当社執行役員　開発企画研究本部長
2015年10月	当社執行役員　開発企画研究本部長 兼　電池・発電材料開発推進本部付
2018年 ６月	当社常務執行役員　開発企画研究本部長
2019年 ６月	当社取締役　常務執行役員　四日市工場長（現任）

◆取締役候補者とした理由

髙橋英雄氏は、主に無機化学部門の研究・商品開発・営業ならびに工場運営等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献ができると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）　髙橋英雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

下條（しもじょう） 正樹（まさき） （1960年４月14日生） 新任

所有する当社株式の数
5,100株

取締役在任期間
－

取締役会への出席状況
－回／－回（－％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
2016年10月　当社執行役員　無機化学営業本部長
2019年６月　当社常務執行役員　無機化学営業本部長
兼　開発企画研究本部長（現任）

重要な兼職の状況　ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.)　取締役会長
台湾石原産業股份有限公司　董事長

◆取締役候補者とした理由

下條正樹氏は、主に無機化学部門の営業・研究・商品開発・生産等の業務に従事し、豊富な業務知識・経験を有しております。また、無機化学営業本部長ならびに開発企画研究本部長として、十分な実績を上げており、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断しましたので、新たに取締役候補者といたしました。

（注）　下條正樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号 **7**

勝又（かつまた） 宏（ひろし）　（1952年４月１日生）

再任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数
3,000株

社外取締役在任期間
3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省
1995年２月　中部通商産業局資源部長
1997年６月　新エネルギー・産業技術総合開発機構企画部長代理
1999年７月　環境庁（現　環境省）企画調整局環境研究技術課長
2000年12月　日本貿易振興会ウィーン・センター所長
2003年６月　社団法人プラスチック処理促進協会専務理事
2006年６月　大陽日酸株式会社執行役員　技術本部副本部長
2009年６月　同社常務執行役員　技術本部副本部長
2011年６月　同社常務執行役員　技術本部長
2012年６月　同社常務取締役　技術本部長
2014年６月　同社専務取締役　技術本部長
2015年６月　同社取締役専務執行役員　技術本部長
2017年６月　株式会社ティーエムエアー取締役
2017年６月　当社社外取締役（現任）
2018年６月　株式会社ティーエムエアー相談役
2019年６月　株式会社ティーエムエアー非常勤顧問（現任）

重要な兼職の状況　株式会社ティーエムエアー非常勤顧問

◆社外取締役候補者とした理由

勝又宏氏は、現在当社社外取締役であり、また行政分野における多様な経験に加え、産業ガス事業会社における経営者としての豊富な経験と知見を有し、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に活かしていただけるものと判断しましたので、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 勝又宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 勝又宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は勝又宏氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 勝又宏氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号 **8**

花澤（はなざわ） 達夫（たつお）　（1951年４月30日生）

再任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数
400株

社外取締役在任期間
1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
9回／9回（100%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年４月	農林省（現　農林水産省）入省
1990年８月	食品流通局総務課調査官
1992年５月	在中華人民共和国日本国大使館参事官
1995年７月	内閣官房内閣内政審議室内閣審議官
1997年７月	国土庁地方振興局山村豪雪地帯振興課長
1999年７月	農産園芸局畑作振興課長
2000年４月	北陸農政局次長
2001年７月	近畿中国森林管理局長
2002年７月	国土交通省大臣官房審議官兼土地・水資源局
2004年１月	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構　生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局長
2005年10月	財団法人食品産業センター（現　一般財団法人食品産業センター）専務理事
2006年４月	財団法人食品産業センター専務理事　兼　日本食品安全マネジメントシステム評価登録機関上級経営管理者
2013年４月	一般財団法人食品産業センター専務理事
2019年６月	当社社外取締役（現任）

◆社外取締役候補者とした理由

花澤達夫氏は、現在当社社外取締役であり、行政分野、特に農政における国内外での多様な経験と知見を有しており、その知見と経験に基づく専門的知見から当社の経営に適切に助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由より、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に活かしていただけるものと判断しましたので、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 花澤達夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 花澤達夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は花澤達夫氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 花澤達夫氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号 9

安藤（あんどう） 知史（さとし）（1974年４月27日生）

新任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数
0株

社外取締役在任期間
－

取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年10月　第一東京弁護士会登録
2001年10月　大西昭一郎法律事務所入所
2015年５月　大西昭一郎法律事務所代表社員（現任）
2016年５月　東宝株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況　弁護士
東宝株式会社社外取締役（監査等委員）

◆社外取締役候補者とした理由

安藤知史氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を持ち、現在は東宝株式会社の社外取締役（監査等委員）の職を担われています。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由より、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に活かしていただけるものと判断しましたので、新たに社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 安藤知史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤知史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は本総会において安藤知史氏の選任が承認可決された場合、責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
4. 安藤知史氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づき、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年６月27日開催の第96回定時株主総会において小池康弘氏が補欠監査役として選任されましたが、その効力は本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

小池（こいけ）　康弘（やすひろ）　（1962年７月31日生）

再任　補欠社外監査役　独立役員

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）
1998年４月　小池法律事務所開設
2004年４月　大原・小池法律事務所開設
2012年４月　大阪弁護士会副会長
2019年４月　日本弁護士連合会常務理事

重要な兼職の状況　弁護士

◆補欠の社外監査役候補者とした理由

小池康弘氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有しており、独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 小池康弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小池康弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外監査役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。小池康弘氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
4. 小池康弘氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

株主総会参考書類

（ご参考）

当社における社外役員の独立性判断基準

社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

1．現在または過去10年間において、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者

2．現在または過去５年間において、当社の主要株主（議決権所有割合10％以上の株主）またはその業務執行者であった者

3．当社グループの取引先で、直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の２％を超える者またはその業務執行者

4．当社グループを取引先とする者で、その直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の２％を超える者またはその業務執行者

5．当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者

6．現在および過去３年間のいずれかにおいて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者

7．前１～６項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1)　会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する者をいう。
(注2)　定常的な報酬が過去３年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。
(注3)　年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう。

以　上

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化と中国経済の減速に加え、英国のＥＵ離脱交渉の難航など不安定な国際情勢を背景に全体として減速基調となりました。日本経済は、輸出や生産に弱さが見られながらも、雇用や所得環境の改善を背景に堅調な個人消費が景気を下支えしましたが、消費税増税後には陰りが見られるなどで景気の停滞感が高まりました。また、期末にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大により世界各国の経済活動に混乱が生じ、内外の景況感が急速に悪化しました。

このような状況の下、当社グループは第７次中期経営計画の２年目を迎え、事業の守りをしっかり固めつつ、成長に向けた攻めの取り組みを推し進めてまいりましたが、無機化学事業を中心に厳しい事業環境に直面しました。主力事業を取り巻く市場環境は、酸化チタンでは、期前半に堅調であった国内需要が消費税増税後には落ち込みが見られ、海外では、中国の景気停滞の影響を受けアジアを中心に需要は減少し、市況は下落基調で推移しました。世界の農薬出荷額は、農業大国ブラジルでの好調な穀物生産を背景に回復基調を維持しましたが、当社グループの主力市場である日本、欧州などでは異常気象による出荷への影響が見られました。

この結果、当期の売上高は1,010億円（前期比53億円減）、営業利益は61億円（前期比51億円減）となりました。営業外では、前期の為替差益が差損に転じるなどで経常利益は53億円（前期比57億円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億円（前期比63億円減）となりました。

事業報告

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

（無機化学事業）

酸化チタンの販売は、国内では、期末にかけて数量が落ち込んだものの、期前半の堅調な出荷に支えられ前期並みとなりましたが、期を通じて輸出は低調で出荷量が大きく減少し、売上高は397億円（前期比28億円減）となりました。

機能材料の販売は、導電性材料が前期を上回りましたが、電子部品向けが関連業界の需要不振の影響を受け前期を下回るなどで売上高は117億円（前期比５億円減）となりました。

損益面では、酸化チタンの販売数量の減少とこれに伴う操業調整による固定費負担増に加え、チタン鉱石価格の続騰などにより販売、原価の両面から収益は押し下げられました。

この結果、無機化学事業の売上高は515億円（前期比33億円減）、営業利益は37億円（前期比35億円減）となりました。

（有機化学事業）

農薬の国内販売は、大雨や台風により農業生産が大きな被害を受けるなど厳しい販売環境の中にあって、売上は前期を下回りました。

海外販売は、欧州で作物の適用拡大を受けるなどで殺虫剤が大きく伸長した他、主力市場での新規剤の本格販売開始などによる増収があったものの、他社剤の取扱いを取り止めた影響などを受け、売上は前期を下回りました。

農薬以外では、動物薬や受託製造する医薬品の原薬販売は前期を下回りました。

損益面では、減収と研究開発費の増加などにより減益となりました。

この結果、有機化学事業の売上高は461億円（前期比14億円減）、営業利益は44億円（前期比14億円減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業の売上高は33億円（前期比５億円減）、営業利益は５億円（前期比７千万円減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資額は80億円で、その内訳は無機化学事業64億円、有機化学事業12億円などであります。

なお、当期末において継続中の主要設備の新設は以下のとおりです。

石原産業株式会社　機能材料（導電材料及び高純度酸化チタン）製造工場増強（三重県四日市市）　投資予定額 20億円

富士チタン工業株式会社　機能材料（チタン酸バリウム）製造工場増強（宮崎県延岡市）　投資予定額 29億円

(3) 資金調達の状況

当期は、主力工場における設備の維持更新投資は、前年対比で増加しました。

研究開発費は動物薬の分野で増加し、全体では前年対比で増加となりました。

有利子負債残高については、グループ会社において、来期以降に想定される資金需要に備えたため、当期借入金調達額は前年比増加し、525億円（前期比30億円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創立100周年の2020年に目指すべき企業グループ像を“強くて、信頼されるケミカル・カンパニーとしてブランド力のある会社”と2009年に定め、以来３次にわたる中期経営計画でその実現に向け取り組んでまいりました。2018年度より取り組む第７次中期経営計画では、その最終段階として既存事業の守りをしっかりと固めつつ、成長に向けた攻めの取り組みを強化し、本中計期間中の出来る限り早い時期での復配を果たし、すべてのステークホルダーにとって魅力あるケミカル・カンパニーへと成長を遂げるべくスタートいたしました。

初年度となった2018年度は、酸化チタンをはじめとする無機化学事業の堅調な需要を背景に、業績は中計目標を大きく上回り、３期連続の営業増益を達成できるとともに、昨年６月には復配を果たすことができましたが、２年目となる2019年度は、想定を超える事業環境の悪化に直面し、業績は一転して中計目標を下回りました。無機化学事業では、アジアを中心とした酸化チタン需要の減退と市況の低下に加え、主原料であるチタン鉱石価格が高止まりするなどで業績は販売、原価の両面から悪化しました。有機化学事業では、主力農薬の販売は、海外で殺虫剤が大きく伸びるなどプラス面があったものの、世界各地で発生した異常気象の影響を受けるなどで業績は伸び悩みました。

最終年度となる2020年度は、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大と長期化

による業績への影響が懸念されますが、事業の守りをしっかりと固めつつ、次の攻めに転じるための施策に着実に取り組んでまいります。

無機化学事業では、逆風の事業環境においても安定した収益を確保できる事業構造への転換を進めるべく、汎用品から高機能・高付加価値の製品の開発・販売に軸足を置いた取り組みを一層加速させます。具体的には、酸化チタンでは、国内で順調に販売を伸ばす超耐候性銘柄の海外での販売拡大と需要家側で評価が進む艶消し銘柄の本格的な販売に向けた取り組みを強化いたします。機能材料では、自動車の電装化の進展と５Ｇ（第５世代通信システム）導入により需要拡大が見込まれる電子部品向け高純度酸化チタンやチタン酸バリウム、そして帯電防止機能を持った導電性材料を核に伸び行く需要を確実に取り込むべく、開発、生産、販売のそれぞれの体制整備を着実に進めて行きます。

有機化学事業では、減収傾向にある主力農薬の業績を反転させ、早期に成長路線に回帰させるべく、自社剤の価値最大化に向けて取り組みます。販売面では、成長する海外需要を取り込むべく、地域毎のニーズを見極め、それぞれの市場特性に応じた販売戦略を策定するなどで販売量の最大化を目指します。また、売上に占める自社開発剤の比率が高い当社の特徴を活かした混合剤や新しい製剤品などで製品ラインアップを拡充する他、販売する地域や適用対象作物の拡大など開発力強化に取り組みます。生産面では、原体、中間体の最適な生産・調達体制の確立に向けて不断の見直しを進める他、製造コスト低減と品質向上に取り組み、自社剤のコスト競争力を強化してまいります。これら自社剤の価値を最大化させる取り組みを通じて、収益力の強化と持続的な成長の確保に努めてまいります。

農薬以外では、国内で上市した世界初の犬用抗膵炎薬は市場への浸透を進めながら販売拡大につなげるとともに、欧米での展開に向けた開発を加速して行きます。また、既に第２相臨床試験にまで進む大阪大学と共同で開発するバイオ医薬HVJ-Eについては、当社グループにない機能を補完すべく、外部との早期提携実現に向けて取り組みます。

2. 財産および損益の状況の推移

区分	第94期 (2016年度)	第95期 (2017年度)	第96期 (2018年度)	第97期 (2019年度)
売上高（百万円）	101,601	108,001	106,441	101,066
経常利益（百万円）	5,948	8,414	11,144	5,345
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,804	3,442	8,683	2,359
１株当たり当期純利益（円）	95.15	86.12	217.25	59.03
総資産（百万円）	156,871	159,767	168,689	172,437
純資産（百万円）	62,981	67,137	75,335	76,669

（注）1. 第94期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. １株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 2016年10月1日付で10株を1株とする株式併合を実施したため、第94期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 第94期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、国内需要は主力用途である塗料向けがやや弱く前年並みに止まりましたが、海外需要では、中国の需給改善などの影響を受け、市況が緩やかに上昇を続ける中、期を通じて堅調に推移しました。有機化学事業の主力である農薬では、長引く農産物価格の低迷や最大の消費国ブラジルの流通在庫高に加えて、世界各地で発生した異常気象などが需要を抑制し、世界の農薬出荷額は昨年に引き続き前年割れとなりました。この結果、売上高では減収となったものの営業利益は増益、経常利益は減益となりました。通期最終損益は前期に計上した固定資産売却益がなくなったことなどで減益となりました。
5. 第95期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、世界的な需給バランスのタイト化を背景に海外市況の上昇が続くなど販売環境の改善が進んだ一方で、チタン鉱石価格が騰勢を強めた他、各種の原料価格上昇が鮮明となりました。有機化学事業の主力である農薬では、農作物の播種面積の増加や天候の影響などを受けて北米やアジアの需要は堅調に推移したものの、南米では、ブラジルの依然高い水準にある流通在庫が需要を抑制しているなど地域間で差異を生じつつ、全体としては低調に推移しました。この結果、売上高、営業利益および経常利益は増収・増益となりました。通期最終損益は四日市工場における土壌・地下水汚染ならびに埋設物等に係る費用を環境安全整備引当金繰入額として特別損失に計上したことなどで減益となりました。
6. 第96期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、国内外の需要が堅調に推移したものの、中国経済の減速の影響を受け、期半ば以降は需要や市況の先行き不透明感が増しました。有機化学事業の主力である農薬では、低迷の続いていた南米で市場環境の改善が見られるなど、世界の農薬出荷額に回復の動きが見られました。この結果、売上高では減収となったものの営業利益、経常利益は増益となりました。通期最終損益は前期に特別損失に計上した環境安全整備引当金繰入額がなくなったことなどで増益となりました。
7. 第97期は、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

3. 重要な親会社および子会社等の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
石原バイオサイエンス株式会社	百万円 600	100	農薬の販売
ISK AMERICAS INCORPORATED (ISK アメリカズ社)	千米ドル 25,986	100	米国所在の子会社の統括管理
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. (ISKバイオサイエンスヨーロッパ社)	千ユーロ 7,436	100	欧州農薬事業の統括および農薬の製剤・販売
石原テクノ株式会社	百万円 100	100	商社業
富士チタン工業株式会社	百万円 1,926	100	酸化チタン、機能材料等の製造・販売
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	百万円 100	100	建設業

(注) 2020年3月26日をもって、ISK SINGAPORE PTE. LTD.を解散いたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
BELCHIM CROP PROTECTION N.V. (ベルチム社)	千ユーロ 4,000	28 (28)	農業関連資材の販売

(注) 出資比率欄の（ ）内の数値は、間接所有による出資比率です。

4. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
無機化学事業	酸化チタン、機能材料、電子材料、石膏等の製造・販売
有機化学事業	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、 動物薬の製造・販売
その他の事業	建設業、商社業等

5. 主要な営業所および工場等

(1) 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪府大阪市
四日市工場	三重県四日市市
中央研究所	滋賀県草津市
東京支店	東京都千代田区
中部支店	三重県四日市市
シンガポール支店	シンガポール
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
福岡営業所	福岡県福岡市
北京駐在員事務所	中国

(2) 子会社

名称	所在地
石原バイオサイエンス株式会社	東京都千代田区
ISK AMERICAS INCORPORATED	米国オハイオ州
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.	ベルギー
石原テクノ株式会社	大阪府大阪市
富士チタン工業株式会社	兵庫県神戸市
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	三重県四日市市

事業報告

6. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
無機化学事業	909名	57名増
有機化学事業	576名	2名増
その他の事業	131名	1名増
全社（共通）	88名	2名増
合計	1,704名	62名増

（注） 従業員数は就業人員であり、全社（共通）には特定のセグメントに区分できない本社の管理部門等に所属する従業員を記載しております。

7. 主要な借入先

借入先	借入残高（百万円）
株式会社新生銀行	9,418
株式会社三井住友銀行	6,624
農林中央金庫	4,140
三重県信用農業協同組合連合会	2,887
株式会社日本政策投資銀行	2,886

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　100,000,000株
(2) 発行済株式の総数　40,383,943株（自己株式423,188株を含む）
(3) 株　主　数　27,281名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,039	7.61
三　井　物　産　株　式　会　社	2,019	5.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,011	5.03
東　亞　合　成　株　式　会　社	1,722	4.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENT	1,427	3.57
ユ　ー　ピ　ー　エ　ル　ジ　ャ　パ　ン　合　同　会　社	1,170	2.93
I　S　K　交　友　会	890	2.23
石　原　産　業　従　業　員　持　株　会	782	1.96
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	758	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	717	1.80

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口および信託口5）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社の株式は、信託業務にかかる名義の株式であります。
3. BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENTの持株数1,427千株は、Belchim Management N.V.社が実質的に所有しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

事業報告

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田中 健一	代表取締役社長 (社長執行役員)	コンプライアンス統括役員（CCO） コンプライアンス委員会委員長	ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長
松江 輝明	取締役 (常務執行役員)	経営企画管理本部長	
吉田 潔充	取締役 (常務執行役員)	バイオサイエンス事業本部長	ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長
川添 泰伸	取締役 (常務執行役員)	財務本部長	
髙橋 英雄	取締役 (常務執行役員)	四日市工場長	
勝又 宏	取締役		株式会社ティーエムエアー 非常勤顧問
花澤 達夫	取締役		
加藤 泰三	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役
新道 義	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
秋國 仁孝	常勤監査役		石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
播磨 政明	監査役		弁護士 東洋紡株式会社独立委員会委員 大阪府公害審査会委員 堺市監査委員

（注）1. 取締役のうち勝又宏と花澤達夫は、社外取締役であります。
2. 社外取締役勝又宏が兼職している株式会社ティーエムエアーと当社との間に特別の関係はありません。
3. 監査役のうち秋國仁孝と播磨政明は、社外監査役であります。
4. 社外監査役秋國仁孝が兼職している石原バイオサイエンス株式会社、富士チタン工業株式会社および石原エンジニアリングパートナーズ株式会社は、当社の子会社であります。
社外監査役播磨政明が兼職している東洋紡株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

5. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
   ① 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、取締役新道義は辞任により、取締役加藤智洋および米村紀幸は任期満了により退任いたしました。
   ② 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、川添泰伸、髙橋英雄および花澤達夫が取締役に、新道義が監査役に新たに選任され就任いたしました。
   ③ 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、補欠監査役として小池康弘が選任されております。
6. 社外取締役勝又宏および花澤達夫、社外監査役秋國仁孝および播磨政明は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）	摘要
取締役	10	194	うち、社外 3名 16百万円
監査役	4	62	うち、社外 2名 30百万円
計	14	256	

(注) 2019年６月27日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬等の額および員数が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項に基づき、定款において、社外役員との間で、当該社外役員の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とした契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は全社外役員と責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	勝又 宏	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野における多様な経験に加え、主に産業ガス事業会社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	花澤達夫	2019年6月就任後、当期開催の取締役会9回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野、特に農政における国内外での多様な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
常勤監査役	秋國仁孝	当期開催の取締役会14回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、金融機関で培われた幅広い見識に加え、化学事業会社等での監査役としての経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
監査役	播磨政明	当期開催の取締役会14回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。

② 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針その他の事項に係る決定が変更されたときの内容
該当なし

③ 当該事業年度中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるとき
該当なし

④ その他社外役員に関する事項の内容に対する当該社外役員の意見
該当なし

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	73
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. は Ernst & Young,Reviseurs d'Entreprises の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
4. 上記の金額には前事業年度の監査業務に対する追加報酬3百万円が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社およびその子会社からなる企業集団（以下当社グループという。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、その基本方針を取締役会で以下のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令・ルールや社会規範を遵守するコンプライアンス前提の企業経営を推進する。

② 当社は、コンプライアンスの重要性を明確化した「石原産業グループ構成員行動規範」を制定し、取締役および使用人に徹底する。

③ 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任役員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。

④ 当社は、取締役および使用人が法令および定款等に違反する行為またはそのおそれがある行為を発見したときは、通報しなければならないこと、ならびに通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定める。

⑤ 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、定期的に監査する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に関わる重要文書については、法令および定められた社内規程に基づき適切に保存および管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社のリスク管理に関する基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努める。

② 業務の遂行過程において生じる各種リスクは、それぞれの業務執行部門が個別にリスクを認識し、その把握と管理を行う。

③ 当社の経営または事業活動に重大な影響を与える緊急事態が発生したときには、リスク管理規程に基づき企業リスク管理委員会が、業務執行部門を統括管理して事態の収拾、解決にあたる。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項に関する決定および取締役の職務執行状況の監督等を行う。経営および業務執行に関する重要な事項については、関係の取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。

② 当社は、会社として達成すべき目標を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図る。

③ 取締役は、取締役会で定められた担当および職務の分担に従い、担当する業務執行の進捗状況について、取締役会において報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、関係会社の業務執行に関する基本方針と管理に関する諸手続きを定めた「関係会社管理規程」に基づき、適正なグループ経営を確保する。

② 子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対して、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告するものとする。

③ 子会社は、当社が定めた「リスク管理規程」に準拠し、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努めるとともに、緊急事態が発生したときには、当社に直ちに報告し、事態の収拾、解決にあたる。

④ 子会社は、当社が定めた「石原産業グループ構成員行動規範」に準拠し、法令・ルールや社会規範を遵守し、子会社においても当社内部通報制度を適用する。

(6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人事につき取締役と監査役が協議し、補助すべき使用人を置くこととする。

② 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命、異動、評価については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査役は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、稟議書等重要な決裁文書を閲覧する。

② 当社の取締役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。

③ 子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。

④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合をもち、監査役の監査の環境整備等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとする。

② 取締役は、監査が実効的に行われるため、監査役と内部監査室が緊密な連携をとる機会を確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行うとともに、それを評価するための体制を確保する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切のかかわりを持たないことを基本とし、不当な要求等には妥協せず、毅然とした態度で対処する。

② 反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応部署とし、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図るとともに、平素から関連情報を収集し、不測の事態に対応できる体制を整える。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

① 当社は年２回「コンプライアンス委員会」を開催し、企業理念に則ったコンプライアンスの実践体制やコンプライアンス教育の実施状況などを確認し、議論しております。

② 「石原産業グループ構成員行動規範」では、構成員がコンプライアンス違反やその可能性があることを発見し職制を通じた解決や改善が困難な場合は、通報窓口へ報告することを求めております。

(2) 取締役の職務執行について

① 当社は「社則」および「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則月１回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営方針や重要な業務執行に関する事項については、事前に経営会議で十分に審議したうえで、取締役会にて審議・決議しております。

② 当社は目標とするグループ経営計画を定め、目標達成のために必要な施策を明確化し、取締役会でその進捗状況を確認しております。

③ 当社は取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する重要文書について、法令および「文書取扱規程」等の社内規程に基づき、適切に保存管理しております。

(3) リスク管理体制について

① 当社は「リスク管理規程」に基づき、定期的に業務執行部門ならびに関係会社から事業活動を遂行していくうえで内在するリスクとその対応策についての報告を受けるなど、リスクの顕在化の未然防止に取り組んでおります。

② 当社は事業活動に重大な影響を与える災害等を想定し、定期的に訓練を実施しております。

(4) グループ管理体制について

① 当社は「関係会社管理規程」に基づき、一定の要件を満たす子会社から重要な業務執行に関わる事前の承認申請または報告を受ける体制を整備するなど、適正なグループ経営体制を確保しております。

② 当社は「内部監査規程」に基づき、必要に応じ関係会社に対し監査を実施しております。

(5) 監査役の職務の執行について

① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役等に対して説明を求め、または意見を述べております。

② 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、対処すべき課題等についての意見交換などを行って相互の意思疎通を図っております。また、監査役は、監査職務の執行にあたり、内部監査室と定期的に会合をもつ等、連携しており、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を高めることにより株主の皆様に利益還元を図ることを経営の最重要政策の一つと位置付けております。配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株当たり普通配当12円に、創立100周年記念配当８円を加え、１株当たり20円の期末配当を株主総会にお諮りしたいと存じます。

備考

本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**(172,437)**	**（負債の部）**	**(95,767)**
流動資産	**110,324**	**流動負債**	**43,737**
現金及び預金	20,925	支払手形及び買掛金	17,433
受取手形及び売掛金	32,059	短期借入金	7,932
商品及び製品	32,664	1年内返済予定の長期借入金	7,937
仕掛品	6,047	1年内償還予定の社債	684
原材料及び貯蔵品	15,004	リース債務	467
その他	4,683	未払法人税等	371
貸倒引当金	△1,060	未払費用	4,359
		賞与引当金	667
		返品調整引当金	24
		環境安全整備引当金	34
		修繕引当金	382
		その他	3,444
固定資産	**62,112**	**固定負債**	**52,029**
有形固定資産	**46,271**	社債	3,036
建物及び構築物	14,685	長期借入金	28,053
機械装置及び運搬具	17,676	リース債務	686
土地	5,373	環境安全整備引当金	2,052
リース資産	1,067	退職給付に係る負債	12,884
建設仮勘定	6,632	資産除去債務	682
その他	836	持分法適用に伴う負債	399
		その他	4,234
無形固定資産	**470**	**（純資産の部）**	**(76,669)**
リース資産	8	**株主資本**	**78,618**
その他	461	**資本金**	**43,420**
		資本剰余金	**10,627**
		利益剰余金	**25,298**
投資その他の資産	**15,371**	**自己株式**	**△727**
投資有価証券	5,932		
繰延税金資産	8,427	**その他の包括利益累計額**	**△1,948**
退職給付に係る資産	9	**その他有価証券評価差額金**	**△429**
その他	1,085	**為替換算調整勘定**	**△1,216**
貸倒引当金	△84	**退職給付に係る調整累計額**	**△302**
資産合計	**172,437**	**負債及び純資産合計**	**172,437**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		101,066
売上原価		69,991
売上総利益		**31,074**
販売費及び一般管理費		24,886
営業利益		**6,188**
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	286	
持分法による投資利益	214	
原材料売却益	92	
その他	247	899
営業外費用		
支払利息	609	
金融手数料	274	
為替差損	489	
その他	368	1,742
経常利益		**5,345**
特別利益		
保険差益	193	193
特別損失		
固定資産処分損	607	
減損損失	419	
関係会社整理損	334	
その他	81	1,443
税金等調整前当期純利益		**4,095**
法人税、住民税及び事業税	457	
法人税等調整額	1,278	1,736
当期純利益		**2,359**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,359**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	43,420	10,627	23,419	△722	76,744
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△479	－	△479
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,359	－	2,359
自己株式の取得	－	－	－	△5	△5
自己株式の処分	－	0	－	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	1,879	△5	1,874
当期末残高	43,420	10,627	25,298	△727	78,618

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	477	△1,443	△442	△1,408	75,335
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△479
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	2,359
自己株式の取得	－	－	－	－	△5
自己株式の処分	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△907	227	139	△540	△540
連結会計年度中の変動額合計	△907	227	139	△540	1,334
当期末残高	△429	△1,216	△302	△1,948	76,669

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額
（資産の部）	**(147,117)**
流動資産	**89,530**
現金及び預金	16,475
受取手形	2,082
売掛金	30,934
商品及び製品	23,183
仕掛品	4,711
原材料及び貯蔵品	9,683
前渡金	508
前払費用	210
短期貸付金	878
その他	1,594
貸倒引当金	△733
固定資産	**57,587**
有形固定資産	**35,520**
建物	6,269
構築物	4,240
機械及び装置	15,140
車両運搬具	29
工具、器具及び備品	593
土地	4,276
リース資産	884
建設仮勘定	4,085
無形固定資産	**406**
ソフトウェア	389
リース資産	8
その他	8
投資その他の資産	**21,659**
投資有価証券	3,446
関係会社株式	10,172
従業員に対する長期貸付金	88
長期前払費用	596
繰延税金資産	7,165
その他	272
貸倒引当金	△81
資産合計	**147,117**

科目	金額
（負債の部）	**(81,470)**
流動負債	**39,658**
支払手形	198
買掛金	13,083
短期借入金	7,680
1年内返済予定の長期借入金	7,421
1年内償還予定の社債	684
リース債務	420
未払金	4,273
未払費用	2,937
未払法人税等	76
預り金	852
賞与引当金	438
修繕引当金	382
環境安全整備引当金	34
その他	1,175
固定負債	**41,812**
社債	3,036
長期借入金	22,101
リース債務	542
長期預り金	710
退職給付引当金	11,278
環境安全整備引当金	2,052
資産除去債務	682
その他	1,408
（純資産の部）	**(65,647)**
株主資本	**66,138**
資本金	**43,420**
資本剰余金	**9,796**
資本準備金	9,155
その他資本剰余金	641
利益剰余金	**13,152**
利益準備金	317
その他利益剰余金	12,834
繰越利益剰余金	12,834
自己株式	**△231**
評価・換算差額等	**△491**
その他有価証券評価差額金	△491
負債及び純資産合計	**147,117**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

計算書類

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		81,317
売上原価		57,779
売上総利益		**23,537**
販売費及び一般管理費		18,757
営業利益		**4,779**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	950	
原材料売却益	92	
その他	220	1,299
営業外費用		
支払利息	582	
金融手数料	185	
為替差損	521	
その他	753	2,043
経常利益		**4,034**
特別利益		
保険差益	193	193
特別損失		
固定資産処分損	554	
減損損失	419	
投資有価証券評価損	33	1,008
税引前当期純利益		**3,219**
法人税、住民税及び事業税	146	
法人税等調整額	516	663
当期純利益		**2,556**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,420	9,155	641	9,796	269	10,805	11,075	△226	64,066
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△479	△479	－	△479
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	－	－	－	－	47	△47	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	2,556	2,556	－	2,556
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△5	△5
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－	－	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	47	2,028	2,076	△5	2,071
当期末残高	43,420	9,155	641	9,796	317	12,834	13,152	△231	66,138

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	403	403	64,470
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△479
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	－	－	－
当期純利益	－	－	2,556
自己株式の取得	－	－	△5
自己株式の処分	－	－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△894	△894	△894
事業年度中の変動額合計	△894	△894	1,176
当期末残高	△491	△491	65,647

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

石原産業株式会社
　　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　　阪　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗　原　裕　幸　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、石原産業株式会社の２０１９年4月１日から２０２０年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月２０日

石原産業株式会社
　　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　　阪　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗　原　裕　幸　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、石原産業株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第９７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第９７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び経営管理状況を把握いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２０年5月２０日

石原産業株式会社　監査役会

常勤監査役	加　藤　泰　三	㊞
常勤監査役	新　　道　義	㊞
常勤監査役(社外監査役)	秋　國　仁　孝	㊞
監　査　役(社外監査役)	播　磨　政　明	㊞

以　上

株主総会会場 ご案内略図

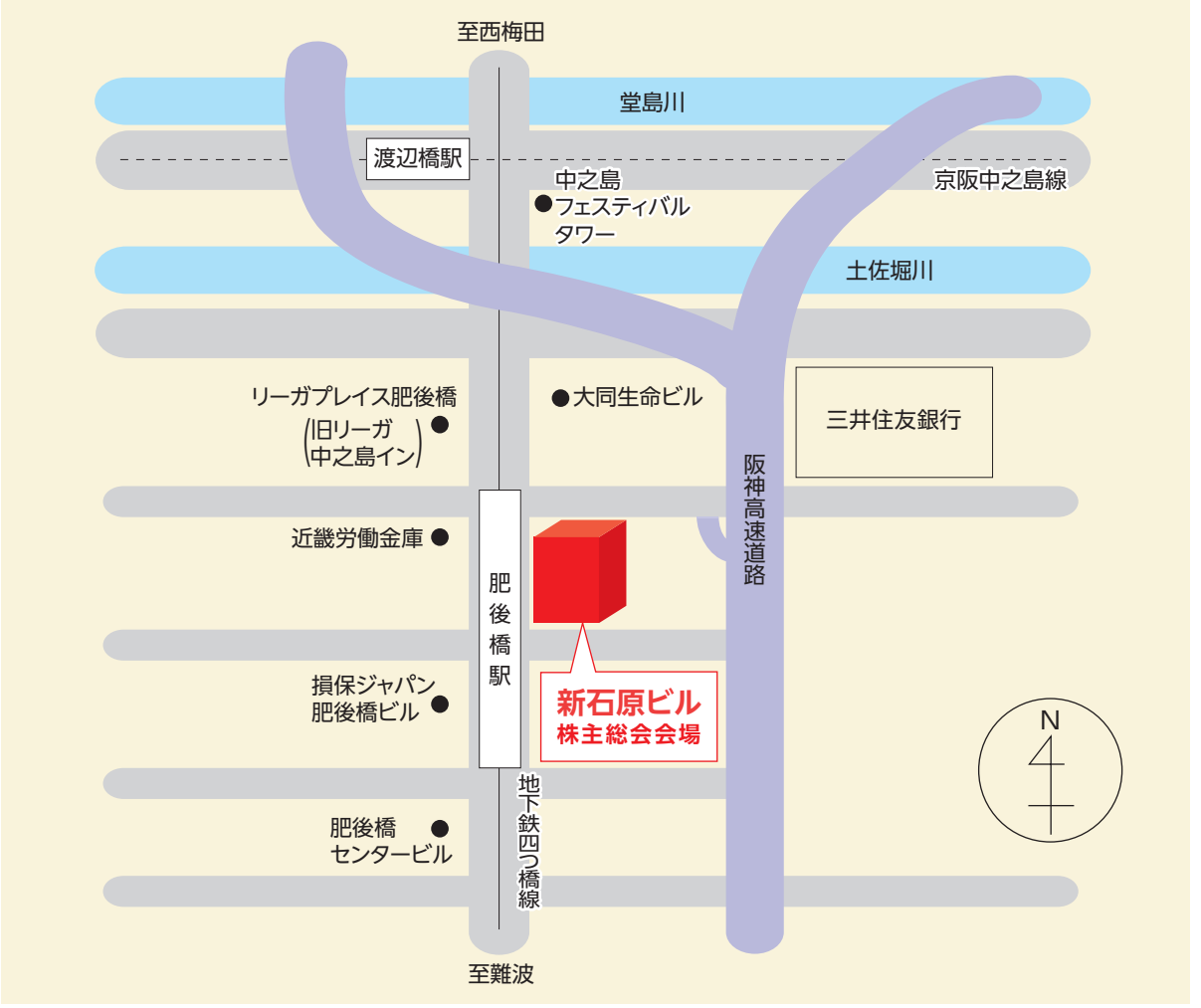

会　　場　大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール

交通案内　地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅下車徒歩5分

石原産業株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT